

毎週火、金曜日発行（但、日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 建設業法施行細則の一部改正
- ◇告示 ひな白痢の検査
- ◇告示 県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票交付
- ◇告示 県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票交付
- ◇告示 保険医療機関の指定
- ◇告示 保険医の登録
- ◇告示 教育職員免許状の授与
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇雑報 市町村職員共済組合会規約の変更

## 規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和二十四年九月鳥取県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「鳥取市東町」の下に「二丁目二二〇番地」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二十八号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年八月十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

八月十七日 岩美郡国府町高岡 谷口種鶏場 同上  
" 十八日 鳥取市御弓町 宮木 "

一 実施の目的 ひな白痢予防のため  
二 実施の区域 別表のとおり

鳥取県告示第四百二十九号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三号）第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏  
四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査の方法 ひな白痢急速診断法

昭和三十四年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実施期日 実施区域 実施場所

職名	氏名	生年月日	交付番号	交付年月日
事務吏員	泉原 正人	昭和六、五、二三	一九九	昭和三十四年八月五日
"	青砥 衛	" 七、六、一五	二〇〇	"
"	川上 静雄	大正三、三、八	二〇一	"
"	平木 忠徳	" 一一、一〇、一七	二〇二	"

鳥取県告示第四百三十号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月

月鳥取県規則第三百三号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように

交付した。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年八月十一日

職名	氏名	生年月日	交付番号	交付年月日
事務吏員	泉原 正人	昭和六、五、二三	一九九	昭和三十四年八月五日
"	青砥 衛	" 七、六、一五	二〇〇	"
"	川上 静雄	大正三、三、八	二〇一	"
"	平木 忠徳	" 一一、一〇、一七	二〇二	"

鳥取県告示第四百三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ  
三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定

した。  
昭和三十四年八月十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医療機関	開設者	管理者	診療科名	指定年月日	採用点数表
大石小児科	倉吉市西仲町 大石 恒善	大石 恒善	小児科	昭和三十四年 六月三十日	乙ノ二
	二六四七		倉医		

鳥取県告示第四百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により次のように保険医を登録した。  
昭和三十四年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	保 險 医 所	病 院、診 療 所	担 当 診 療 科 名	登 録 の 記 号 番 号	登 録 年 月 日
----	---------	-----------	-------------	---------------	-----------

北島 伸	鳥取市栗谷町七六	鳥取県立中央病院	外科	鳥医七一三	昭和三十四年七月一日
------	----------	----------	----	-------	------------

嶋田 直吾	八頭郡智頭町大字智頭	国民健康保険智頭病院	産婦人科	七一四	〃
-------	------------	------------	------	-----	---

藤沢 晧美	鳥取市吉方二六五	鳥取県立中央病院	歯科	鳥齒二〇二	〃
-------	----------	----------	----	-------	---

鳥取県告示第四百三十三号

次の者に対して教育職員免許状を授与した。

免 許 状 の 種 類	番 号	氏 名	本 籍	授 与 年 月 日
高等学校教諭一級普通免許状 (家庭)	昭三四高一普 第一号	増 賀 ウタ	福島県田村郡三春町 北町一四〇番地	昭和三十四年 八月五日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第九 条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十四年八月十一日  
鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

昭和三十四年八月十八日午後一時から  
米子市万能町 米子警察署会議室において

二 聴聞当事者住所氏名

米子市福市四九三

中 谷 喜 重 (昭二二、一二、二六生)

雑 報

昭和三十四年五月二十五日の第三回組合会において議 決された組合規約の変更について、七月十五日付自許第 二九六号を以つて次のように自治庁長官の認可があつた。

昭和三十四年八月十一日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石 河 大 直

組合規約の一部を改正する規約

組合規約の一部を次のように改正する。

第三条中「東町一番地」とあるを「東町一丁目三百五 番地」に改める。

第四十三条中「千分の七二」を「千分の七〇」に、「 千分の一三七」を「千分の一三五」に、「千分の九〇」 を「千分の八八」に改める。

附 則

この規約は、公告の日から施行し第三条の改正規定は 昭和三十四年四月十六日、第四十三条の改正規定は昭和 三十四年四月一日から適用する。